

## 製粉業界の現状

日本の製粉業界は長年にわたり、国の食糧・農業政策のもと、国民への主要食糧の供給者として重要な役割を果たしてきた。原料小麦は実質的に国の管理下に置かれながら、製品である小麦粉の販売は自由な市場で行われている。その様な製粉業界の現状をまとめると共に、**2007年4月**以降大きく変更となった輸入小麦の売渡価格決定の仕組みや、国際交渉の動向など製粉業界を取り巻く最近の情勢を概観する。

### 1. 現在の麦制度について

小麦は、**1994年**のガット・ウルグアイラウンド農業交渉の合意を受け、**1995年**より関税化され、従来の政府（農水省）による一元的輸入の仕組みから、関税相当量（TE）を支払えば誰でも輸入できる制度に変更となった。しかしながら、引き続き国家貿易も維持されており、高関税のTEを支払って外国から小麦を独自に輸入するケースは限定的で、基本的に製粉企業が使用する輸入小麦は従来同様政府から買入れされている。

一方、国内の麦政策については国内産麦と麦関連産業の発展を図るために、麦の生産から流通・加工にいたる各段階において施策・制度を検証し、必要な見直しを行うこととして、新たな麦政策を構築する議論がなされ、**2005年11月**に「今後の麦政策のあり方」が策定された。その後、これらの考え方に基づき改正食糧法が**2007年4月**に施行となり、輸入小麦の相場連動制やSBS方式（売買同時契約）等が導入された。

さらに**2008年11月**より、有識者を集めた輸入麦の政府売渡ルール検討会において麦の売却制度について議論され、**2009年10月**の報告書において以下の提言がなされた。

- ①輸入麦の価格改定回数は原則年3回であるが、当面は年2回を継続する。算定期間は、国際相場の動向をより迅速に反映できるようにするため、概ね1ヶ月程度の価格転嫁の準備期間を考慮し、価格改定月の2ヶ月前までの直近6ヶ月の平均買付け価格を基準とする。
- ②SBS方式については拡大していくことが必要であるが、麦産業全体のビジョンを検討し、結論を得られた後、3年程度の準備期間を経て実施することが適当である。
- ③**2010年**以降、農林水産省の機構改革による組織の見直しがなされる場合、麦の売買に関する業務についても、見直しを行う必要がある。輸入麦の配船を商社が行うこと、輸入麦を本邦に到着後直ちに実需者に売り渡すこと、不測の事態に対応できるように国の計画に従って製粉企業等が備蓄を行う方向で検討する必要がある。

この提言に基づき、**2010年10月**より輸入小麦について、政府が一定期間保有する備蓄方式を変更し、輸入された小麦を直ちに販売する即時販売方式が導入された。

その後、**2012年3月**に「食品産業の将来ビジョン」が策定され、小麦についても「麦関連産業の課題への対応」として様々な制度の検討が始まる予定となっているが、現時点では具体的な動きはでていない。

## 1) 輸入小麦の相場連動制

2007年4月より輸入小麦は、年間を通じて固定的な価格で売却する標準売渡価格制度が廃止され、過去の一定期間における政府買入価格の平均値に年間固定のマークアップ（売買差額）を加える相場連動制が導入された。それまで国際的な相場変動の直接的な影響を受けにくかった製粉業界にとっては大きな変革となった。その結果、年間固定であった輸入小麦の売渡価格が、毎年2回改定されることとなった。

図表① 輸入小麦相場連動制の概要

▼政府売渡価格相場変動制導入		
2007年度	4月	10月
①年間価格改定回数	当面、年2回（4月、10月）	当面、年2回（4月、10月）
②買付価格算定期間	2005年12月～2006年11月の1年間	2006年12月～2007年7月の8ヶ月間
③価格改定における変動幅	当面、改定前の価格±5%の範囲内	改定前の価格±10%の範囲内

2008年度	4月	10月
①年間価格改定回数	年2回（4月、10月）	年2回（4月、10月）
②買付価格算定期間	2007年6月～2008年1月の8ヶ月間	2007年12月～2008年7月の8ヶ月間
③価格改定における変動幅	価格改定ルールに基づき、売渡価格を試算すると、主要5銘柄平均で38%の上昇となることを踏まえて、2008年4月期の政府売渡価格は主要5銘柄で30%の引上げとする。	価格改定ルールに基づき、売渡価格を試算すると、主要5銘柄平均で23%の上昇となるが、物価高騰問題も柱とする「安心実現のための緊急総合対策」の一環として引上げ幅の特例的な圧縮を行うこととし、2008年10月の政府売渡価格は、主要5銘柄で10%の引上げとする。

2009年度	4月	10月
①年間価格改定回数	年2回（4月、10月）	原則年3回、当面年2回
②買付価格算定期間	2008年6月～2009年1月の8ヶ月間	2009年3月～2009年8月の6ヶ月間 直近6ヶ月間（概ね1ヶ月程度の価格転嫁の準備期間を考慮して、価格改定月の2ヶ月前までを対象）

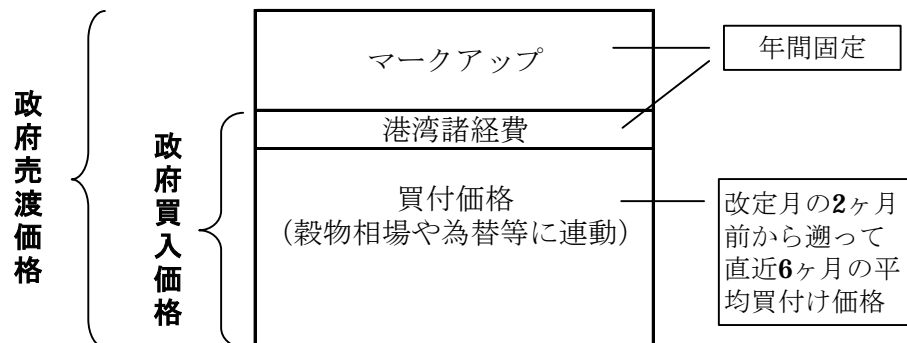
▼即時販売方式導入		
2010年度	4月	10月
①年間価格改定回数	原則年3回、当面年2回	原則年3回、当面年2回
②買付価格算定期間	2009年9月～2010年2月の6ヶ月間	2010年3月～2010年8月の6ヶ月間

以降、毎年（4月、10月）同様に輸入小麦政府売渡価格の改定が実施されている。

### ◆輸入小麦売渡価格の構成

価格の見直しについてはマークアップと港湾諸経費が1年間固定、買付価格が年2回（当面）改定されている。

図表② 輸入小麦相場連動制の概要



◆輸入小麦売渡価格改定及び小麦粉価格改定

相場連動制導入以降、小麦価格は値上げ・値下げともにあったものの、当社は価格改定にあたって、小麦価格の変動額をそのまま小麦粉価格に反映している。

図表③ 輸入小麦売渡価格改定の推移

政府売渡価格 5 銘柄平均			
円/ト			
	改定日	改定率	改定額
2009年	4月1日	▲14.8%	▲11,280
2009年	10月16日	▲23%	▲14,930
2010年	4月1日	▲5%	▲2,660
2010年	10月1日	+1%	+700
2011年	4月1日	+18%	+8,850
2011年	10月1日	+2%	+1,010
2012年	4月1日	▲15%	▲8,940
2012年	10月1日	+3%	+1,350
2013年	4月1日	+9.7%	+4,860
2013年	10月1日	4.1%	+2,270

図表④ 日清製粉の小麦粉価格改定の推移

日清製粉 業務用小麦粉価格改定			
円/25kg			
	改定日	強力系	中・薄力系
2009年	5月11日	▲365	▲235
2009年	11月24日	▲460	▲145
2010年	5月10日	▲85	▲55
2011年	1月4日	+20	▲10
2011年	6月20日	+330	+215
2011年	12月20日	+45	+45
2012年	7月10日	▲240	▲255
2012年	12月20日	据置	+115
2013年	6月20日	+145	+215
2013年	12月20日	+65	+100

※2013年4月1日は「ハード・セミハード系+7.5%、ソフト系+14.2%」

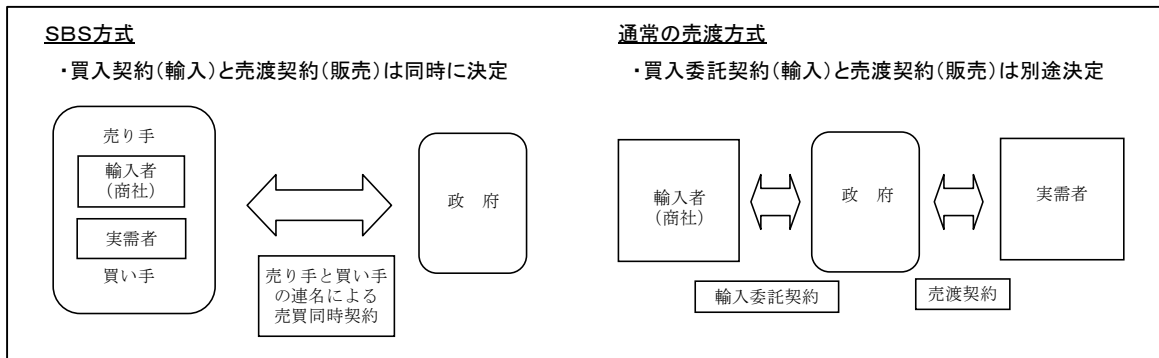
※2013年10月1日は「ハード・セミハード系+3.0%、ソフト系+6.2%」

※輸入小麦の政府売渡価格改定額は消費税込、日清製粉の小麦粉改定額は消費税抜きの額である。

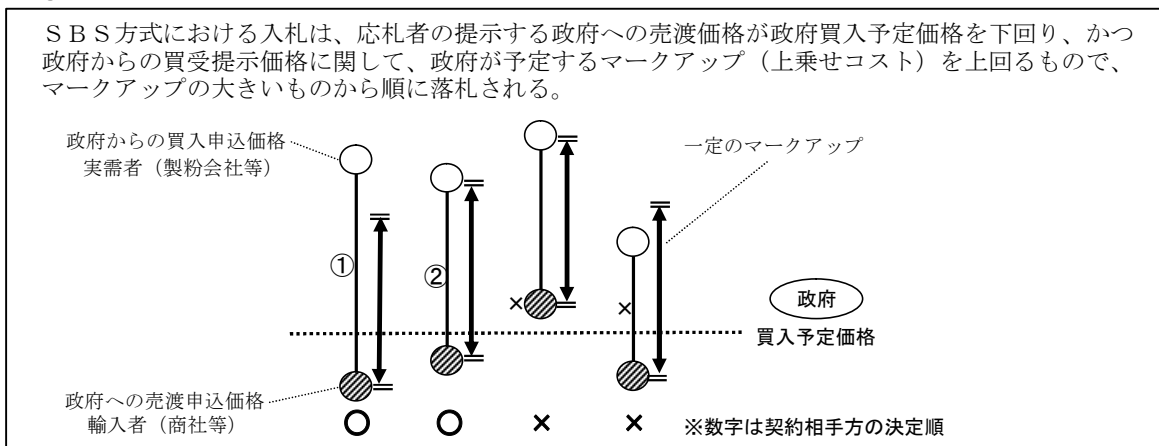
2) SBS方式

SBS方式とは **Simultaneous Buy and Sell** (売買同時契約) 方式であり、商社等の輸入業者と製粉会社等の買受会社が連名で外国産小麦の「政府への売渡」と「政府からの買受」に関する申し込みを行い、価格が決定される。SBS方式は、カナダ産デュラム小麦（主にパスタ用）やオーストラリア産プライムハード小麦（主に中華麺用粉）などの消費量が少ない銘柄のみが対象となっており、現時点では業界に及ぼす影響は限定的である。

図表⑤ SBS方式対比図



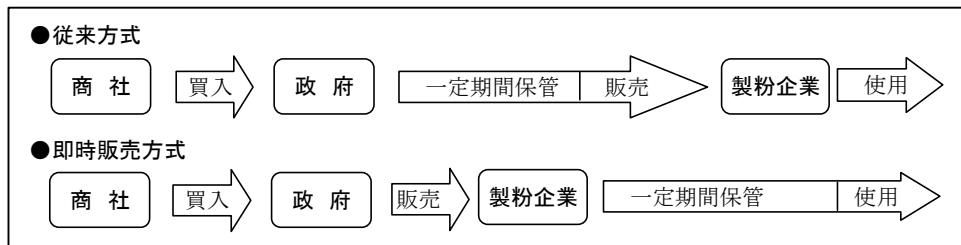
図表⑥ SBS方式概念図



### 3) 即時販売方式

2010年10月から、即時販売方式が導入された。従来は外国産小麦主要5銘柄について、政府は商社に委託して小麦を輸入し、本邦への配船を行い、一定期間（1.8ヶ月）備蓄保管した後、製粉企業に販売していた。即時販売方式では、従来同様、政府が商社に委託して小麦を輸入するが、本邦への配船は商社が行う。政府は輸入小麦が本邦到着後、直ちに製粉企業等の実需者に輸入小麦を販売するが、不測の事態に対応できるように製粉企業等が輸入小麦を備蓄することとした。政府は、従来製粉企業が日常の操業のために保有していた約0.5ヶ月分の小麦在庫と、政府が備蓄していた1.8ヶ月分の在庫を合わせた2.3ヶ月分の在庫保有を条件に、安定供給確保のために政府に代わり民間が備蓄する在庫1.8ヶ月分について保管料を助成することとした。従来方式と大きく異なる点は、配船及び備蓄を行う主体が政府から民間（商社・製粉企業）に移管された点である。また、上記の結果、製粉企業等の在庫が増えることにより、輸入小麦の価格改定に伴う小麦粉価格の改定時期が遅れることとなった。

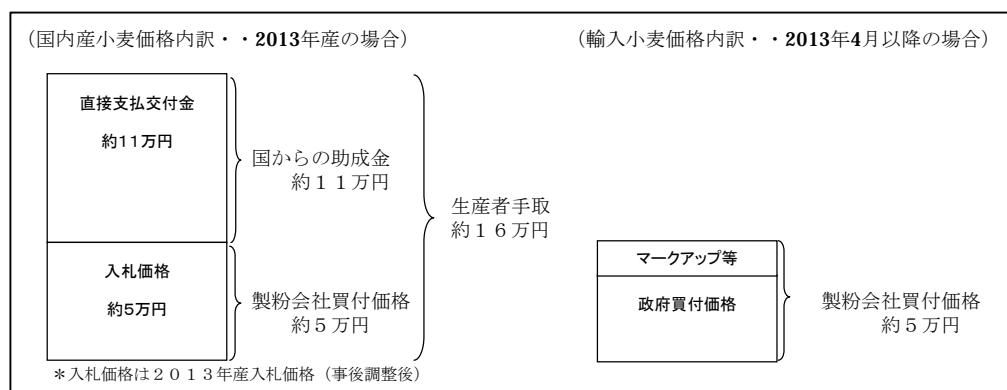
図表⑦ 輸入小麦の即時販売方式



### 4) 国内産小麦の売却制度

国内産小麦については、1998年に「新たな麦政策大綱」が決定されたことにより、それまで大半が政府を経由して流通していたものが、2000年より民間流通に委ねられ、生産者と実需者が直接取引する仕組みとなった。また、2007年4月から、政府は国内産小麦の無制限買い入れを廃止し、国内産小麦は100%民間流通に移行することとなった。民間流通への移行に際しては国からの補助金として「麦作経営安定資金」が導入されたが、2007年4月からは「麦作経営安定資金」に代わり「水田・畑作経営所得安定対策」となり麦・大豆・甜菜・澱粉用馬鈴薯については、一定以上の生産規模の「担い手（生産者）」に対して補助金が支払われる仕組みとなった。但し、この仕組みにおいても、生産者は従来と同じレベルで補助金を受取ることができるように配慮されており、補助金の原資は輸入小麦のマークアップが充てられている。以後、国内産麦に対する支援としては、2011年度より民主党政権による「農業者戸別所得補償制度」が実施され、昨年12月の政権交代により2013年度より制度の仕組みを維持した中で、「経営所得安定対策」として引き継がれた。

図表⑧ 内外麦価格構成 ※金額は概算

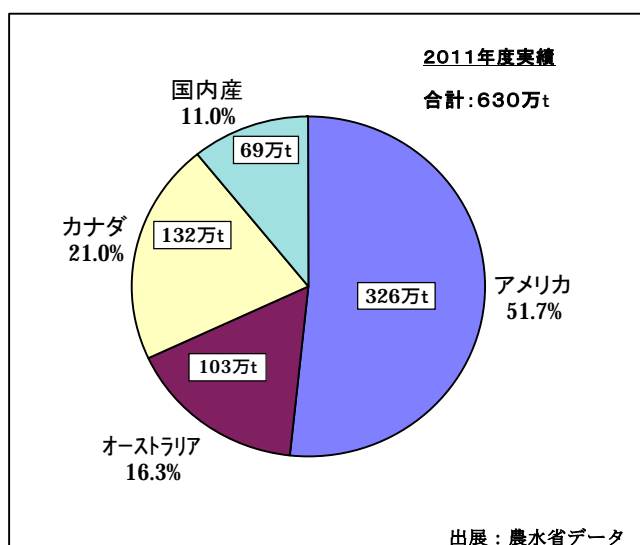


国内産小麦の価格は、通常、契約予定数量の **30%**が入札により、残りの **70%**が相対により決定される。また、国内産小麦の契約は播種前に締結されることが基本となっているため、製粉企業と生産者が契約してから実際に製粉企業が国内産小麦を購入・使用するまで約1年の期間が存在する。従って、その間に輸入小麦の売渡し価格が大きく変動した場合、輸入小麦と国内産小麦の価格バランスが崩れる可能性がある。この問題を解消するため、**2011**年産より、国内産小麦について、取引価格の事後調整の仕組みが導入された。事後調整により、国内産小麦の取引価格は、輸入小麦の政府売渡し価格の改定（4、10月）に合わせて、契約価格に輸入小麦の政府売渡し価格変動率を乗じて改定されることとなった。

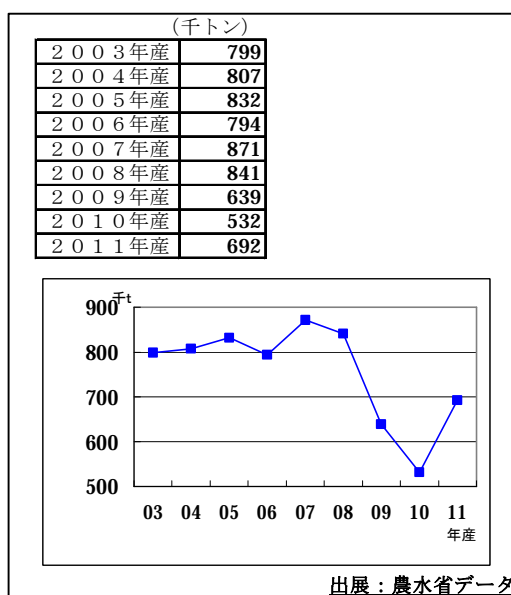
◆国内産小麦価格の事後調整の具体的なイメージ

輸入小麦 売渡し価格改定		国内産小麦価格	次年度産 国内産小麦価格
4月	+ 2.0%	取引価格①=約5万円/t →事後調整実施 取引価格②= (取引価格①) ×102%	入札実施 (落札価格①)  →事後調整実施 事後調整後= (落札価格①) ×85%
9月			
10月	▲ 15.0%	→事後調整実施 取引価格③= (取引価格②) ×85%	
			↓ 以後、輸入小麦の価格改定にあわせ事後調整が行われ翌年の収穫以降、事後調整後の価格で取引される。

図表⑨ 日本の小麦原産国別構成



図表⑩ 国内産食糧用小麦の供給量



## 2. マークアップの継続的な縮小

相場連動制が導入され、輸入小麦の政府売渡価格は、国際相場そのものである政府買入価格に、国内産小麦の助成金等の原資となるマークアップを加えた価格となった。マークアップの存在は小麦粉調製品や小麦二次加工品の輸入を促すとともに、輸入品の増加は価格面で国内市場の攪乱要因となり、数量面では国内生産を圧迫することとなる。政府としても中・長期的にはマークアップの削減を意図しているが、当社を始めとする製粉業界は、輸入される小麦粉関連製品に対する競争力確保のために、企業自身でコスト削減に努力するとともに、マークアップの継続的な縮小など現行制度の改善を政府に働きかけていく。

図表⑪ 小麦粉製品輸入量の推移

年	小麦粉調製品	パスタ	その他	合計
1998	106,797	81,139	30,067	218,003
1999	108,434	85,858	30,405	224,697
2000	117,636	95,099	32,610	245,345
2001	126,425	92,675	36,409	255,509
2002	130,848	101,415	38,822	271,085
2003	132,603	107,838	44,228	284,669
2004	136,256	111,527	49,904	297,687
2005	139,802	109,603	50,858	300,263
2006	138,510	109,791	48,501	296,802
2007	117,019	104,411	43,829	265,259
2008	100,161	127,254	35,055	262,470
2009	102,443	116,416	34,809	253,668
2010	106,544	120,653	40,602	267,799
2011	107,821	134,469	47,495	289,785
2012	106,099	142,337	48,625	297,061
前年同期比	98.4%	105.9%	102.4%	102.5%

\*年は1-12月

(参考) 2012年1-12月 小麦粉製品輸入量その他の内訳 (ト)

ケーキミックス	ビスケット	パン類	即席麺	うどん・素麺	合計
5,897	21,975	9,821	10,711	221	48,625

図表⑫ ガット合意に基づく小麦及び小麦粉製品の関税率

[ 小麦粉及び小麦粉製品 ]

	基準関税		2000年	2001年以降(*)
小麦粉 (TE)	106円/kg	→	90円/kg	⇒継続
小麦粉調製品 (しよ糖15%超)	28%	→	23.8%	⇒継続
パスタ	40円/kg	→	30円/kg	⇒継続
ケーキミックス	28%	→	23.8%	⇒継続
ビスケット	34%	→	15%	⇒継続
パン類	15%	→	9%	⇒継続
即席麺	25%	→	21.3%	⇒継続
うどん、素麺	40円/kg	→	34円/kg	⇒継続

[ 小麦 ]

	当初設定		2000年	2001年以降(*)
マークアップ上限	53円/kg		45円/kg	⇒継続 (実際には17円/kg程度)
関税相当量 (TE)	65円/kg		55円/kg	⇒継続

\*WTO交渉において新たな合意がなされておらず、2001年4月以降も同関税で推移

### 3. 製粉企業の合理化への取組み

日本では原料小麦の90%近くを輸入に頼っている。小麦の輸入は実質的に農水省による一元管理が継続されており、原料調達面での競争が働きにくく、現在でも約100社、120工場程度が存在している。

各製粉企業は工場の閉鎖・集約、人員削減など企業体質の強化、経営合理化を推進してきているが、製粉業界を取り巻く環境は厳しく、1985年から2011年までの26年間に企業数は161社から95社に、工場数は207から118に、製粉工場従業員数は6,269名から3,248名へと減少した。その結果、1人当たりの年間小麦粉生産量は706tから1,508tと大幅に生産性が向上している。並行して各企業は、競争力の維持・強化のため、生産面に留まらず、販売・管理面でも継続的にコスト削減に取り組んでいる。

製粉業界では、前述の通り中小型製粉企業の統合や廃業が進んだ結果、生産性等の優位性がある大手企業のシェアが高まりつつある。現在、製粉大手4社のマーケットシェアは約75%となっている。

また、これら大手企業は、製粉事業をコアとする一方で、より付加価値の高いプレミックスやパスタ等の食品事業を強化し、更には常温分野だけでなく、冷凍分野、チルド分野など、幅広く多角化を推進するとともに、海外展開も強化している。相場連動制に基づく半年ごとの原料価格改定により、タイムラグがあるものの製粉業界も国際的な穀物相場の影響を直接的に受けるようになった。今後は海外製品も交えた更なる競争及びコスト変動への適切な対応の重要度が増していくものと思われ、より一層の合理化の取組みが必要とされている。

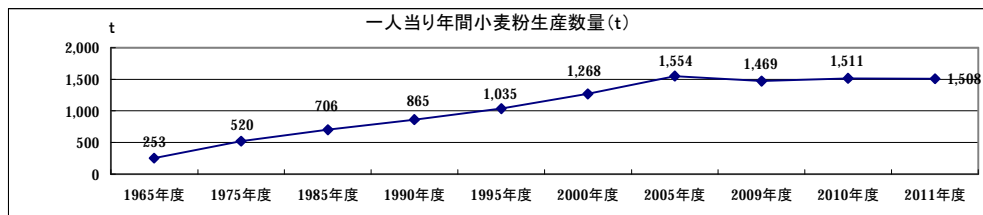
図表⑬ 製粉企業動向の推移

	1965年度	1975年度	1985年度	1990年度	1995年度	2000年度	2005年度	2009年度	2010年度	2011年度
企業数	434	203	161	150	141	124	102	96	96	95
工場数	480	248	207	193	180	154	125	119	119	118
小麦粉生産数量(千t)	2,977	3,996	4,425	4,652	4,947	4,927	4,904	4,818	4,907	4,899
従業員数(人)	11,785	7,682	6,269	5,381	4,778	3,887	3,155	3,279	3,248	3,248
一人当り生産量(t)	253	520	706	865	1,035	1,268	1,554	1,469	1,511	1,508
操業度(%)	45.2	60.3	60.9	61.4	63.2	67.7	71.4	67.6	67.2	71.0

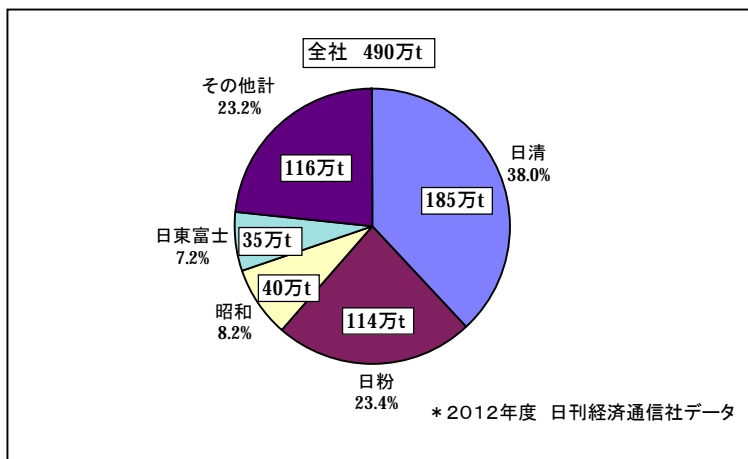
\* 企業数及び工場数は各年度（3月）末の数字である

\* 農水省データ

\* 従業員数は製粉部門の人数であり役員を除いている



図表⑭ 製粉会社販売シェア



#### 4. 国際貿易交渉の状況

日本を取り巻く国際貿易交渉の動きとしては、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定に加え、EU、豪州とのEPA、中国・韓国とのFTA等、複数の取り組みが同時並行的に検討されている。とりわけTPPはアジア太平洋地域における包括的で高い水準の自由貿易協定の達成を目指すものとして、現在、日本を含む**12**カ国で交渉が進められている。

日本は**2013**年**3**月にTPP交渉への参加を表明、4月のTPP閣僚会合にて交渉参加**11**カ国より正式に認められた。一方で4月の衆参両院の農林水産委員会において、「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。」「残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え種子の規制、輸入原材料の原産地表示、BSEに係る牛肉の輸入措置等において、食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと。」等を盛り込んだ「環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉参加に関する決議」が採択された。7月には初めての交渉参加となるマレーシア会合に出席し、以後、8月のブルネイ、10月にはバリでの会合に参加した。バリでは首脳会合も行われ、交渉妥結へ向けた道筋や政治課題が明確になり、年内合意に向けた大きな流れができたと言われている。一方、物品市場アクセス分野においては、交渉国より日本の自由化率の低さに対する指摘も出されており、このような状況を受け、自民党のTPP対策委員会は、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物の重要**5**品目の関税維持を掲げた党決議を前提としたうえで、年内の妥結に向け、これらを含む貿易品目について精査することとしている。

以上の通り、高いレベルの貿易自由化を目指すTPP交渉に参加する中、国民の食料が安心、安全且つ安定的に供給され日本の食料安全保障が保たれること、及び原料となる農産品とその加工製品における国境措置の整合性が確保されること、を踏まえた検討が求められている。

なお、他の通商交渉に関して、WTO農業交渉ドーハラウンドはモダリティ交渉の途中段階であり、合意に向けた交渉は**2009**年**11**月以降停滞したままである。一方、各国とのFTA・EPAについては、現在発効・署名・大筋合意している**13**の国や地域（シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー）、交渉中のEU、豪州、中国・韓国、GCC（湾岸協力理事会）と対象は広がり、取り組みも加速している。またASEAN、日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランドによる自由貿易協定RCEP（東アジア地域包括的経済連携）の交渉も、**2015**年末の妥結を目標に**5**月よりスタートした。

以上の通り、これら国際経済連携交渉は、一層その動きを早めており、引き続き注視して行く必要がある。

以上